

平成23年度稲敷市農業委員会第11回総会

[11月25日]

-
- 日程 1 会議録署名議員の指名について
日程 2 報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について
日程 3 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について
日程 4 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について
日程 5 報告第4号 制限除外の農地の移動届出について
日程 6 報告第5号 民事執行法等による農地等の売却に伴う現況照会について
日程 7 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移動の許可について
日程 8 議案第2号 農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付について
日程 9 議案第3号 現況証明願に対する証明書の交付について
日程10 議案第4号 農地改良協議に対する同意について
日程11 議案第5号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について
(利用権設定)
-

本日の会議に付した事件

- 日程 1 会議録署名議員の指名について
日程 2 報告第1号
日程 3 報告第2号
日程 4 報告第3号
日程 5 報告第4号
日程 6 報告第5号
日程 7 議案第1号
日程 8 議案第2号
日程 9 議案第3号
日程10 議案第4号
日程11 議案第5号
-

出席委員

- | | | | | | |
|----|-----|-----|-----|----|-----|
| 1番 | 井戸賀 | 吉男君 | 17番 | 澤邊 | 雅之君 |
| 2番 | 沖野谷 | 秀雄君 | 18番 | 宮本 | 善助君 |
| 3番 | 飯塚 | 幸一君 | 19番 | 村山 | 文雄君 |

4番	千勝	忠君	20番	坂本	一雄君
5番	保科	進君	21番	山田	重一君
6番	川島	昇君	22番	秋本	精一君
7番	高須	一郎君	23番	横田	裕康君
8番	篠崎	惣壽君	24番	加納	昭君
9番	栗山	文雄君	25番	松本	文雄君
10番	濱田	昭一君	26番	沼崎	享君
11番	吉岡	一仁君	27番	濱田	孟君
12番	横田	梯次君	28番	青宿	昌夫君
13番	内埜	新也君	29番	鈴木	重義君
14番	野口	隆雄君	30番	黒田	久良之進君
15番	篠崎	文夫君	31番	高城	貞雄君
16番	古澤	真和君	32番	根本	卓明君

欠席委員

なし

出席説明員

農業委員会事務局長	森川	春樹
農業委員会事務局長補佐	永長	妥啓
農業委員会事務局係長	井戸賀	輝行
農業委員会事務局主査	高橋	渉

○会長（加納 昭君） 諸般の報告

- 10月30日（日） 県南連絡協議会ソフトボール大会
 於 つくば市「荃崎運動公園多目的広場」
 出席者 農業委員
- 11月 8日（火） TPPから日本の食と暮らし・いのちを守る国民集会
 於 東京「両国国技館」
 出席者 加納会長、森川事務局長
- 11月11日（金） 市稲農業委員研修（南九州方面）
 ～13日（日） 出席者 農業委員21名
- 11月16日（水） 利用状況調査推進会議
 於 東庁舎分庁舎第1会議室
 出席者 農業委員26名
 欠席者については、17日、22日に別途実施

11月21日(月) 県南連絡協議会会長・事務局長合同視察(千葉県いすみ市)
～22日(火) 出席者 加納会長

午後3時00分開会

○農業委員会事務局長(森川春樹君) それでは、ただいまから平成23年11月の稲敷市農業委員会総会を開会させていただきます。

これからの議事進行につきましては、農業委員会会議規則第3条の規定により、会長が議長となり議事進行いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長(加納 昭君) それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

本日の出席委員は32名です。欠席はゼロということで、全員出席であります。

よって、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程1 会議録署名委員の指名について

○議長(加納 昭君) 最初に、会議録署名人の指名を行います。お諮りいたします。

署名人の指名については、議長一任で異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(加納 昭君) 異議なしということでございますので、本日の会議録署名人は3番飯塚幸一委員、4番千勝忠委員、兩名を指名いたします。

日程2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について

○議長(加納 昭君) それでは審議に入ります。報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

森川事務局長。

○農業委員会事務局長(森川春樹君) それでは、1ページをお開き願います。

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出についてでございます。

まず、受理番号1番、堀川字舟戸ほか1地区、田4筆、畑1筆、計5筆、10,239平方メ

ートルでございますが、平成23年4月17日被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は、現在、自作地として耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。

次に、受理番号2番、寺内字寺内ほか8地区、田15筆、畑3筆、計18筆、25,469平方メートルでございますが、平成22年11月22日被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は、現在、自作地として耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。

受理番号3番、飯出字飯出、田1筆、3,558平方メートルでございますが、平成23年4月17日被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は、現在、自作地として耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。

2ページをお開き願います。

受理番号4番、浮島字関谷ほか8地区、田6筆、畑8筆、計14筆、18,362平方メートルでございますが、平成23年4月17日被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は、現在、自作地として耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。

受理番号5番、八筋川字ト杭ほか1地区、田10筆、畑2筆、計12筆、16,816平方メートルでございますが、平成14年3月13日被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は、現在、自作地として耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご承認のほどお願い申し上げます。

○議長（加納 昭君） これは報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

日程3 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について

○議長（加納 昭君） 続きまして、報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

森川事務局長。

○農業委員会事務局長（森川春樹君） それでは3ページをお開き願います。

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出についてでございます。

受理番号1番、江戸崎字新山、畑1筆、429平方メートルでございますが、申請地に建築面積92.74平方メートルの自己用専用住宅を1棟建築するものでございます。

よろしくご承認お願い申し上げます。

○議長（加納 昭君） これも報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願い

いたします。

**日程4 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の
合意解約通知について**

○議長（加納 昭君） 続きまして、報告第3号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

森川事務局長。

○農業委員会事務局長（森川春樹君） 4ページをお開き願います。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知についてでございます。

受理番号1番、下須田字新屋敷、田8筆、8,394平方メートルでございますが、賃貸人が賃借人以外の者と農林振興公社による売買を行うため合意解約をするものでございます。

受理番号2番、江戸崎字中田ほか1地区、田1筆、畑1筆、計2筆、4,714平方メートルでございますが、賃借人が自作地のみでの耕作に専念するため、合意解約をするものでございます。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これもまた報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

日程5 報告第4号 制限除外の農地の移動届出について

○議長（加納 昭君） 続きまして、報告第4号 制限除外の農地の移動届出についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

森川事務局長。

○農業委員会事務局長（森川春樹君） 5ページをお開き願います。

報告第4号 制限除外の農地の移動届出についてでございます。

受理番号1番、市崎字どうまんほか1地区、田1筆、畑1筆、計2筆、749平方メートルでございますが、稲敷土地改良事務所が平成19年度及び20年度に取得した土地改良事業の道路用地について、制限除外の届出漏れがあったため、今回新たに届出があったものです。農地法第5条第1項第1号に基づくものでございます。なお、添付すべき必要書類等は事務局で確認した結果、問題はないものであります。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これもまた報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

日程6 報告第5号 民事執行法等による農地等の売却に伴う現況照会について

○議長（加納 昭君） 続きまして、報告第5号 民事執行法等による農地等の売却に伴う現況照会についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

森川事務局長。

○農業委員会事務局長（森川春樹君） 6ページをお開き願います。

報告第5号 民事執行法等による農地等の売却に伴う現況照会についてでございます。

受理番号1番、水戸地方裁判所龍ヶ崎支部より照会があったものでございます。浮島字神落、田1筆、1,047平方メートルでございますが、10月20日に担当委員と事務局で現地調査をいたしました。調査の結果、申請地は農地法の「農地」に該当いたしますが、一部に建物が建っているため、「一部非農地」として報告をいたしました。よろしくご承認をお願いします。

○議長（加納 昭君） これもまた報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

日程7 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

井戸賀係長。

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君） 7ページをお開き願います。

議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定移転の許可についてでございます。公売による所有権移転8件、交換による所有権移転3件、使用貸借権の設定1件、贈与による所有権移転2件、売買による所有権移転3件でございます。

受理番号1番、2番、3番、4番、5番、6番、7番、8番についてでございますが、10月28日、稲敷市が行った不動産公売において、不動産の最高価買受人となったものであります。受人の農地法第3条に係る買受証明願に対する証明書の交付につきましては、9月定例総会の議案第5号及び10月定例総会の議案第4号で審査し交付しているものであり、受人となる許可要件を満たしているものであります。

8ページをお開き願います。

受理番号9番、南太田字南、田1筆、3,378平方メートルについてでございますが、受人と渡人は耕作の利便性を向上させるために、お互いの所有している農地を交換するものであります。なお、交換するもう一方の農地につきましては、稲敷市外の農地となりますので、審議に含まれません。

受理番号10番、羽賀字遠原、畑2筆、計22,308平方メートルについてでございますが、

渡人が9月総会の議案第1号、受理番号4番・5番における農地の交換において、経営移譲年金が停止しないように受人と使用貸借権を結ぶものであります。

9ページをお開き願います。

受理番号11番、岡飯出字岡飯出、田1筆、269平方メートルについてでございますが、親戚に農地を贈与するものであります。

受理番号12番、浮島字ひ可し、畑1筆、710平方メートルについてでございますが、後継者である息子に農地を贈与するものであります。

受理番号13番、佐原組新田字佐原組、畑1筆、231平方メートルについてでございますが、渡人は高齢により離農しており、相対で申請農地を耕作している受人に譲渡するものであります。

受理番号14番、手賀組新田字秋塚、田1筆、1,480平方メートルについてでございますが、渡人はすでに離農しており、受人に経営規模拡大を目的に譲渡するものであります。

受理番号15番、八千石字八千石、畑1筆、1,676平方メートルについてでございますが、受人と渡人は耕作の利便性を向上させるために、お互いの所有している農地を交換するものであります。

10ページをお開き願います。

受理番号16番、結佐字流作、畑1筆、520平方メートルについてでございますが、受理番号15番と同時に交換する農地であります。受人と渡人は耕作の利便性を向上させるために、お互いの所有している農地を交換するものであります。

受理番号17番、古渡字住吉、畑4筆、1,661平方メートルについてでございますが、受人は農業生産法人で経営規模拡大を目的に農地を譲り受けるものです。

以上で、議案第1号の受理番号1番から17番の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） ただいま、事務局の説明でございましたが、調査員の調査報告をお願いいたします。

受理番号1番から8番については、事務局の説明どおり、9月、10月で買受適格証明の交付について審議済みですので、調査報告は省略いたします。

まず、受理番号9番について、古澤委員より報告願います。

○16番（古澤真和君） 16番古澤です。受理番号9番について報告いたします。

去る11月24日、昨日、受入・渡人に確認をし、申請内容に間違いがないことを確認しました。受入は、主にレンコン、水稻を栽培している認定農業者で、経営面積は138アール、農作業従事日数は150日です。所有の農地について、休耕地もなく違反転用もありません。また、同時に河内町農業委員会の方で、3条申請、片巻字中坪の田と交換の申請をしています。農機具の所有状況であります。トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台を所有しております。以上、調査の結果、報告書のとおり、受入となる許可要件を満たしており問題はないものでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） では、次に受理番号10番について青宿委員より報告をお願いいたします。

○28番（青宿昌夫君） 28番青宿です。受理番号10番について報告いたします。

去る11月20日に渡人に確認をいたしまして、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は、主にらっかせい、野菜等を栽培している農業者で、農業経営面積は234アール、農作業従事日数は150日でございます。所有の農地について、休耕地もなく違反転用もありません。次に、農機具の所有状況であります。畑作のためトラクター1台、それから堆肥をつくるためショベル1台を所有しています。それから畑作用の管理機数台を所有しています。したがって、水稻ではないのでコンバイン、乾燥機等はありません。以上、調査の結果、報告書のとおり、受人となる許可要件を満たしており問題はないものであります。よろしくご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（加納 昭君） では、次に受理番号11番について鈴木委員より報告願います。

○29番（鈴木重義君） 29番鈴木です。受理番号11番について報告いたします。

11月23日に渡人に確認し、申請内容に間違いがないことを確認しました。受人は、主に水稻を栽培している農家でございます。農業経営面積は81アールで、農作業従事日数は60日でございます。所有の農地について、休耕地もなく違反転用もありません。農機具の所有状況であります。耕運機1台、トラクター、乾燥機、コンバイン等については、これまでは近所の農家から借りて耕作しており、一部、作業委託をしているとのことです。以上、調査の結果、報告書のとおり、受人となる許可要件を満たしておりますので、問題はないものであります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） 続きまして、受理番号12番について濱田委員より報告願います。

○27番（濱田 孟君） 27番濱田です。受理番号12番について報告をいたします。

11月21日に渡人に確認をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は、主に水稻を栽培している認定農業者で、農業経営面積は368アール、農作業従事日数は100日でございます。所有の農地について、休耕地もなく違反転用地もありません。農機具の所有状況であります。トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台を所有しております。以上、調査の結果、報告書のとおり、受人となる許可要件を満たしており問題ないものであります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） はい、次に受理番号13番から16番については、私24番加納より報告いたします。

○24番（加納 昭君） 受理番号13番について報告をいたします。

11月20日に渡人に確認をいたしまして、申請内容に間違いがないことを確認しました。受人は、主に水稻を栽培している農業者で、農業経営面積は154アール、農作業従事日数は60日でございます。所有の農地について、休耕地もなく違反転用もありません。農機具の所有状況であります。トラクター1台、田植機1台、耕運機1台を所有しております。以上、調査の結果、報告書のとおり、受人となる許可要件を満たしており、問題はないものであります。よろしくご審議をお願いいたします。

続きまして、受理番号14番について報告をいたします。

11月20日に渡人に直接、確認をし、申請内容に間違いがないことを確認しました。受人は、主に水稻を栽培しております。農業経営面積は143.5アール、農作業従事日数も60日でございます。所有の農地について、休耕地もなく違反転用地もありません。農機具の所有状況であります。トラクター1台、田植機1台、乾燥機1台を所有しております。以上、調査の結果、報告書のとおり、受人となる許可要件を満たしており問題はないものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

続いて、受理番号15番について報告をいたします。

11月20日に渡人に確認をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は、主に水稻を栽培しています。農業経営面積は251アール、農業従事日数は200日でございます。所有の農地について、休耕地もなく違反転用もありません。農機具の所有状況であります。トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台を所有しています。以上、調査の結果、報告書のとおり、受人となる許可要件を満たしており問題はないものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

続きまして、受理番号16番について報告をいたします。

11月20日に渡人に直接、確認をし、申請内容に間違いがないことを確認しました。受人は、主に水稻を栽培しており、農業経営面積は132アール、農業従事日数は200日でございます。所有の農地について、休耕地もなく違反転用もありません。農機具の所有状況であります。トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台を所有しております。以上、調査の結果、報告書のとおり、受人となる許可要件を満たしており問題はないものであります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） では、次に受理番号17番について横田委員より報告をお願いいたします。

○12番（横田悌次君） 12番横田です。受理番号17番について報告をいたします。

去る18日に受人に確認をし、申請内容に間違いがないことを確認しました。受人は、主にカボチャ、スイカなどを栽培している農業者で、農業経営面積は455アール、農作業従事日数は200日です。所有の農地について、一部休耕地がありますが、その管理については別紙計画書が提出されています。農機具の所有状況であります。トラクター2台、耕運機1台、畑作なのでコンバイン等はありません。それと別紙記載のものを所有しております。以上、調査の結果、報告書のとおり、受人となる許可要件を満たしており問題はないと思われま。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これで調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてを採決いたします。

本案は申請のとおり許可決定することに賛成の委員の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程8 議案第2号 農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付について

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第2号 農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

井戸賀係長。

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君） 11ページをお開き願います。

議案第2号 農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付についてでございます。水戸地方裁判所龍ヶ崎支部が行う競売物件に対する買受適格証明書の交付についてでございます。

受理番号1番、競売物件、手賀組新田字伊佐部、田2筆、計3,010㎡についてでございます。申請人は、自宅付近の農地が競売になったため、農業経営規模拡大のために購入したいということです。調査の結果は報告書のとおり、添付すべき必要書類も併せて確認しました。

受理番号2番、競売物件、手賀組新田字伊佐部、田2筆、計3,010㎡についてでございます。申請人は、農業経営規模拡大のために購入したいということです。調査の結果は報告書のとおり、添付すべき必要書類も併せて確認しました。

以上で議案第2号の受理番号1番から2番の説明を終わります。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君） 事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。まず、受理番号1番について私24番加納より報告いたします。

○24番（加納 昭君） 受理番号1番について報告いたします。

11月20日、申請人に確認をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。申請人は、主に水稻を栽培しています。農業経営面積は143.5アールです。農作業従事日数は60日でございます。所有の農地について、休耕地もなく違反転用地もありません。農機具の所有状況であります。トラクター1台、田植機1台、乾燥機1台を所有しております。以上、調査の結果、報告書のとおり申請人となる許可要件を満たしており問題はないものであります。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君） 続きまして、受理番号2番について高城委員よりお願いします。

○31番（高城貞雄君） 31番高城です。受理番号2番について報告いたします。

11月16日に申請人に確認をし、申請内容に間違いがないことを確認しました。申請人は、主に水稻を栽培している農業者で、農業経営面積は227.4アール、農作業従事日数は120日でございます。所有の農地について、休耕地もなく違反転用地もありません。農機具の所有状況であります。トラクター1台、田植機1台、耕運機1台、乾燥機1台を所有しています。以上調査の結果、報告書のとおり受人となる許可要件を満たしており、問題はないものと思います。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君） これで調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより議案第2号 農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付についてを採決いたします。

本案は申請のとおり証明書を交付することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、本案は申請のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

日程9 議案第3号 現況証明願に対する証明書の交付について

○議長（加納 昭君） では、続きまして、議案第3号 現況証明願に対する証明書の交付についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

高橋主査。

○農業委員会事務局主査（高橋 渉君） 12ページをお開き願います。

議案第3号、現況証明願に対する証明書の交付についてでございます。転用事実証明書の交付1件、非農地証明書の交付4件でございます。

受理番号1番、神宮寺字神宮寺ほか6地区、田11筆、畑17筆、計2460.24平方メートルについての登記地目変更のための転用事実証明書の交付でございます。平成23年4月6日受理、農地法施行規則第53条第1項第4項に該当する土地改良法で行う道路整備事業で届出されています。

13ページをお開き願います。

受理番号2番、福田字大峯、田1筆、178平方メートルについての登記地目変更のための非農地証明書の交付でございます。昭和63年頃から宅地として利用され、木造平家建住宅118.52平方メートルが建築されております。撮影年月日、平成2年11月5日の国

土地院の空中写真証明書の添付と始末書が提出されています。

受理番号3番、上須田字上須田、畑1筆、416平方メートルについての登記地目変更のための非農地証明書の交付でございます。昭和54年頃から宅地として利用され、木造2階建住宅205.08平方メートル1棟が建築されております。撮影年月日、昭和54年9月8日の国土地院の空中写真証明書の添付と始末書が提出されております。

受理番号4番、上須田字中小路、畑1筆、45平方メートルについての登記地目変更のための非農地証明書の交付でございます。昭和54年頃から宅地として利用されており、撮影年月日、昭和54年9月8日の国土地院の空中写真証明書の添付と始末書が提出されております。

受理番号5番、佐原下手字上之島前、畑1筆、田4筆、407.67平方メートルについての登記地目変更のための非農地証明書の交付でございます。昭和55年頃から宅地として利用されており、木造2階建住宅130.17平方メートルが建築されています。撮影年月日、平成2年11月5日の国土地院の空中写真証明書の添付と始末書が提出されています。

以上で、議案第3号の説明を終わります。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（加納 昭君） ただいま事務局の説明でございましたが、調査員の調査報告をお願いいたします。

まず、受理番号1番から2番について飯塚委員より報告願います。

○3番（飯塚幸一君） 3番飯塚です。受理番号1番について報告いたします。

去る22日、沖野谷委員、秋本委員、それと事務局で、申請書類審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、事務局の説明どおりで間違いはなく、公衆用道路として利用されていることを確認いたしました。また、添付書類を確認いたしましたが無問題でした。よろしくご審議をお願いいたします。

続きまして、受理番号2番について報告いたします。

同じく22日に、沖野谷委員、秋本委員、両委員と事務局で申請書類審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、事務局の説明どおりで間違いなく、問題はありませんでした。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（加納 昭君） 次に受理番号3番から4番について坂本委員より報告願います。

○20番（坂本一雄君） 20番坂本です。

受理番号3番及び4番について、昨日、加納委員、保科委員それと事務局で、申請書類審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、事務局の説明どおりで間違いはなく、昭和54年頃より住宅地として利用されており、昭和54年9月8日撮影の国土地院発行の航空写真とあわせて確認をいたしました。申請地は、周辺農地に迷惑がかからないことから問題はないと思われまふ。また、添付書類を確認いたしましたが無問題でした。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（加納 昭君） 次に受理番号5番について、私24番加納より報告いたします。

○24番（加納 昭君） 受理番号5番について、去る24日、坂本委員と保科委員、それと事務局で申請書類等の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、事務局の説明

どおりで間違いなく昭和55年頃より住宅の敷地として利用されていることを確認しました。昭和54年9月8日撮影の国土地理院発行の航空写真とあわせて確認しました。申請地は、周辺農地に迷惑がかからないことから問題はないと思われれます。また、添付書類を確認しましたが問題ありませんでした。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これで調査員の調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） はい、それでは質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより議案第3号 現況証明願に対する証明書の交付についてを採決いたします。本案は申請のとおり証明書を交付することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、本案は申請のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

日程10 議案第4号 農地改良協議に対する同意について

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第4号 農地改良協議に対する同意についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

高橋主査。

○農業委員会事務局係長（高橋 渉君） 14ページをお開き願います。

議案第4号 農地改良協議に対する同意についてでございます。

平成23年10月21日受理、角崎字池の下、田1筆、338平方メートルの田畑転換についてでございます。市内の業者に依頼し、市内の山砂採取場で購入した山砂150立方メートルで約30センチメートル埋め立てし、すでに畑として利用しています。このため経緯書と始末書が添付されています。

平成23年11月7日受理、上之島字上之島、畑1筆、1,127平方メートルの内499平方メートルを育苗ハウス設置のために改良する計画でございます。現在利用している育苗ハウスの日照が悪いため、申請地に建て替える計画です。申請地を市外の山砂販売所で購入した山砂250立方メートルで約50センチメートル埋め立てする計画です。既に一部着工してしまっただため、経緯書と始末書が添付されています。

平成23年11月9日受理、脇川字新田、田1筆、1,702平方メートルの内475立方メートルを育苗ハウス設置のために改良する計画でございます。現在使用している育苗ハウスが借地の為、自己所有地に設置する目的で行うものです。市内の山砂販売所で購入する山砂475立方メートルで約70センチメートル埋め立てする計画です。

平成23年11月14日受理、浮島字蛇峰頭ほか1地区、1,636平方メートルの内329平方メートルの田畑転換の農地改良計画でございます。申請地の水はけが悪いため、埋め立てして畑として利用する計画です。市内の山砂販売所で購入する山砂235立方メートルで約70センチメートル埋め立てする計画です。

以上で議案第4号の説明を終わります。よろしくご審議お願いします。

○議長（加納 昭君） これで説明を終わります。

これより質疑を認めます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより議案第4号 農地改良協議に対する同意についてを採決します。

本案は申請のとおり同意することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、本案は申請のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

日程11 議案第5号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について (利用権設定)

○議長（加納 昭君） では、続きまして、議案第5号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）を議題といたします。

事務局の説明を願います。

永長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（永長妥啓君） それでは、15ページをお開き願います。

議案第5号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定（利用権設定）についてでございます。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定で、今回は、新規設定が4件、19筆で45,554平方メートルについての利用権の設定でございます。

受理番号1番、浮島字妙岐ほか1地区、田4筆、計4,507平方メートルについてでございますが、新規設定で利用目的は稲、期間が6年、小作料10アール当たり玄米1.5俵です。設定を受ける者は、潮来市で、主に水稻を作付する認定農業者でございます。経営面積は985アール、年間農作業従事日数は200日となっております。

受理番号2番、佐原下手字下手、田5筆、計10,739平方メートルについてでございますが、こちらも新規設定で利用目的は稲、期間が6年、小作料10アール当たり玄米2俵でございます。設定を受ける者は、主に水稻を作付する認定農業者で、経営面積は789アール、年間農作業従事日数は200日となっております。

受理番号3番、佐原下手字下手、田1筆、3,000平方メートルについてでございますが、新規設定で利用目的は稲、期間が6年、小作料10アール当たり玄米2俵でございます。設定を受ける者は、受理番号2番と同じ方で、所有者が同一世帯ではございますが、異なっているため2件に分かれています。

受理番号4番、上之島字上ノ島ほか1地区、田9筆、計27,308平方メートルについてでございますが、新規設定で利用目的は稲、期間が3年、小作料10アール当たり玄米2俵です。設定を受ける者は、主に水稻を作付する認定農業者で、経営面積は322アール、年間農作業従事日数は200日となっております。

この4件、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これで説明を終了いたします。

これより質疑を認めます。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（加納 昭君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより、稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）を採決いたします。

本案は申請のとおり意見決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、本案は申請のとおり意見決定いたしました。

○議長（加納 昭君） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。慎重審議をいただきまして、ありがとうございました。

皆さんにお諮りいたします。

本定例会中の議案等にかかわる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） それでは、異議なしと認めます。

これをもちまして、平成23年11月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

午後3時54分閉会

稲敷市農業委員会規則第12条の規定により署名する

議 長 加 納 昭 ⑩

3 番委員 飯 塚 幸 一 ⑩

4 番委員 千 勝 忠 ⑩